

令和 2 年 1 月 31 日
九州管区行政評価局**在留資格認定証明書の有効期間の確保、交付の早期化を実施へ**
－当局のあっせんに対する福岡出入国在留管理局の回答－

総務省九州管区行政評価局(局長 ^{まんだに} 萬谷 ^{まさと} 優人)は、在留資格認定証明書の有効期間や交付時期について行政相談を受けました。「在留資格認定証明書制度」は、国が入国審査手続の簡易・迅速化を目的として導入したもので、同証明書は、発行日から 3 か月以内に査証と共に入国審査官に提出して上陸の申請を行わないときは、効力を失うこととなります。

当局が確認したところ、日本語学校で日本語を学ぼうとする留学希望者への同証明書の交付が遅くなったこと等により、入国審査の際、有効期間内の同証明書を提示できないケースや、4 月の入学時期から大幅に遅れて入学したケースがあることを確認しました。

当局では、民間の有識者を構成員とする行政苦情救済推進会議(座長 石森 久広 西南学院大学副学長・大学院法務研究科教授)の意見を踏まえ、令和元年 12 月 25 日、法務省福岡出入国在留管理局に対し、在留資格認定証明書の有効期間を適切に確保すること、交付時期の早期化を図ることを内容とするあっせんを行いました。

当局のあっせんに対し、令和 2 年 1 月 28 日、法務省福岡出入国在留管理局から、①在留資格認定証明書の発行日と交付日を一致させて有効期間を 3 か月間確保すること、②審査手法の見直し及び審査体制の充実を図り、迅速かつ効率的に処理することとし、入学月の 2 か月前の月末頃としていた同証明書の交付を 10 日間ほど早期化することなどを内容とする回答がありました。

本件照会先

総務省九州管区行政評価局 総務行政相談部
首席行政相談官 右田 哲夫
電話 : 092-431-7136 (直通)
メール : ksy32@soumu. go. jp

<事案の概要>

行政相談の内容

私(日本語学校校長)は、毎年、当校への入学を希望する留学生の代理で在留資格認定証明書の交付申請を行い、交付を受けた同証明書を入国前の留学生に送付している。留学生は、同証明書の送付を受けた後、外国で査証(ビザ)の申請等を行い、同証明書の有効期間内(同証明書の発行日から3か月以内)に入国しなければならない。

しかし、平成30年4月以降、交付を受けた在留資格認定証明書の中には、実際の交付日の1か月以上前の発行日が記載されたものがあり、この場合、有効期間が実質的に2か月程度しかないこととなるため、留学生の中には、有効期間内に入国できない者や4月の入学時期に間に合わない者もいる。

このため、在留資格認定証明書については、3か月間の有効期間を確保し、もっと早く交付してほしい。

当局の調査結果

平成31年4月期に入学した留学生に対する在留資格認定証明書の交付は2月27日

①同証明書の発行日は、1月22日・1月25日・2月26日の3パターン

→ 同証明書の中で最も早い発行日(1月22日)は、交付日(2月27日)の1か月以上前の日付

→ 本来与えられるべき3か月の有効期間が短縮されることになり、実質的な有効期間は2か月弱

⇒ 留学希望者が、入国審査時に査証と共に有効期間内の同証明書を提示できないケースが生じること

②交付日が2月末と遅い時期であったことから・・・

⇒ 通常の入学時期である4月の第2週目に入学できず、4月下旬や5月上旬に入学せざるを得ないケースも

行政苦情救済推進会議の意見

1 在留資格認定証明書の実際の交付が、同証明書に記載された発行日より遅い場合、その記載された日から3か月以内に、査証と共に同証明書を入国審査官に提出して上陸の申請を行えないケースは、本件に限らず生じ得る。こうしたケースの場合、同証明書は効力を失うことになるのであれば、同証明書の有効期間を3か月間確保する必要がある。

2 日本語学校等の留学希望者に対しては、慎重な入国事前審査が求められるため、在留資格認定証明書に係る全体の審査期間の短縮が難しいと思料される一方で、同証明書の実際の交付が遅いため、1か月以上遅れて5月に入国することとなり、4月の入学時期に間に合わなかったなど、留学希望者と日本語学校に支障が生じている状況がみられることから、審査が終わっているものについては、速やかに交付すべきである。

当局のあっせん

- 1 在留資格認定証明書の有効期間について、留学希望者の最も多い4月期を含め、同証明書の発行日と交付日を一致させることにより、3か月間確保すること。
- 2 在留資格認定証明書の交付時期について、入国事前審査の適切な実施に留意しつつ、例えば、現在、管内の日本語学校の全留学希望者分を同日に一括して交付している同証明書の交付方法を見直し、審査が終了したものについては、複数回に分けて順次交付するなどにより、交付の早期化を図ること。

福岡出入国在留管理局の回答

- 1 在留資格認定証明書の有効期間を3か月間確保するため、同証明書の発行日と交付日（日本語教育機関への一斉結果通知日）を一致させる。
- 2 これまでの交付日は、各月期（1月期を除く。）とも入学月の2か月前の月末頃を交付時期としていたが、審査手法の見直し及び審査体制の充実を図ることにより、迅速かつ効率的に処理することとし、在留資格認定証明書の交付を10日間ほど早期化し当該月の20日頃を一斉結果通知日とする。

また、審査が終了したものについては、複数回に分けて順次通知することを検討する。さらに、日本語教育機関へは、事前に交付予定日を通知することとする。

【行政苦情救済推進会議とは】

相談事案の処理に当たり、民間有識者の意見を反映させることにより、公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民の立場に立った行政苦情の救済を推進するために設置。以下の方々に構成

（座長）石森 久広（西南学院大学副学長・大学院法務研究科教授）

（委員）久留 百合子（消費生活アドバイザー）

三木 和信（福岡行政相談委員協議会会長）

高木 直人（公益財団法人九州経済調査協会理事長）

戸江 千枝（税理士）

坂井 政美（株式会社西日本新聞社論説委員長）

三浦 邦俊（弁護士）